

ご利用者様・ご家族様

インフルエンザ等の感染症予防に伴う面会制限について

寒秋の候、皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当法人特別養護老人ホームをご利用賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、11月に入り、インフルエンザの発症する時期となりました。つきましては、下記の通り面会を制限させていただきます。

また、施設内でインフルエンザの発症があった場合には、面会中止とさせていただきます。場合もありますのでご了承下さい。皆様のご協力をお願いいたします。

記

1. 制限期間 令和元年11月18日(月)～令和2年3月31日(火)

2. 制限期間中の面会場所

A・Bユニットの利用者様・・・相談室・事務所前広場

C・D・E・Sユニットの利用者様・・・会議室

※ユニットの居室には入室できませんが、やむをえない場合は入室は可能です。

3. 注意事項

- ・面会時間は30分以内でお願いします。
- ・面会時は必ずマスクを着用し、事務所前にて手指の消毒をお願いします。
- ・体調のすぐれない方の面会をご遠慮ください。
- ・18歳以下の方の面会をご遠慮下さい。

特別養護老人ホーム

藤井ハイム矢祭

施設長 鈴木恒男